

佐賀県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十二月二十二日から平成二十二年一月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	変更前後の別
県道 鳥巢浜崎停車場線	唐津市七山木浦字政ノ木二八八九番四七地先から 唐津市七山木浦字政ノ木二九〇四番一地先まで	後 三・一〇 一五・三
	唐津市七山木浦字政ノ木二八八九番四七地先から 唐津市七山木浦字政ノ木二九〇四番一地先まで	前 一五・〇 七・〇
		幅員
		メートル
		延長
		メートル